会津美里町若者定住住宅取得支援事業補助金該当チェックシート

基準日：住宅取得に係る工事請負契約または売買契約の契約締結日	**年　月　日** ※平成31年4月1日以降
補助金申請期限（上記基準日の12ヶ月以内） ※事前申請になりますので、必ず住宅完成前に申請ください。	**年　月　日**

取得する住宅の基準日（契約締結日）が、平成31年4月1日以降である。 → いいえ → 補助対象に該当しません

↓ はい

住宅取得の契約者は、現在、会津美里町に住民登録があり、基準日における満年齢が40歳未満である。（夫婦の場合は、いずれかが満40歳未満である。） → いいえ → 補助対象に該当しません

↓ はい

自ら居住する新築住宅または建売販売住宅または中古住宅（町空き家・空地バンク登録物件に限る。）である。 → いいえ → 補助対象に該当しません

↓ はい

補助対象住宅の所有者である。（共有名義の場合は、持分が2分の1以上ある。） → いいえ → 補助対象に該当しません

↓ はい

住宅取得日から10年間定住する意思がある。 → いいえ → 補助対象に該当しません

↓ はい

同一世帯全員に町税等の滞納がなく、暴力団員等でない。 → いいえ → 補助対象に該当しません

↓ はい

補助対象の見込みです。基準日から12ヶ月以内に申請してください。
但し、更に詳細な要件がありますので、事前にご確認願います。